

災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書

平成26年2月26日

出 雲 市  
生活協同組合 しまね

## 災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定

### (趣旨)

第1条 本協定は、出雲市内において地震、風水害若しくはその他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、出雲市（以下「甲」という。）と生活協同組合しまね（以下「乙」という。）が、相互に協力して災害時の住民生活の早期安全を図るため、応急生活物資等の供給及び物資運搬の協力に関する基本的な事項について定めるものとする。

### (協力要請)

第2条 甲は、災害時において応急生活物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有する商品の供給について協力を要請することができる。

2 甲は、必要に応じて乙に対して輸送業務について協力を要請することができる。

### (応急生活物資)

第3条 甲が乙に要請する応急生活物資の品目は、別表を参考に被害の状況に応じて決定するものとする。

2 乙は、甲から前項に定める種類以外の応急生活物資の要請があったときは、必要に応じて供給を行うものとする。

3 乙は、災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

### (要請手続)

第4条 甲の乙に対する協力要請手続は、災害時における応急生活物資の供給・輸送業務等要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

### (連絡責任者)

第5条 連絡責任者は、甲にあつては出雲市災害対策本部とし、乙にあつては乙の緊急対策本部事務局担当とする。

2 甲及び乙は連絡体制に支障をきたさないよう、連絡先を毎年度当初に災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定連絡先報告書（別記第3号様式）及び別表（連絡系統図）により報告するものとする。

### (要請に基づく乙の措置)

第6条 第2条による要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための必要な措

置をとるとともにその措置の状況を甲に報告するものとする。

(応急生活物資の運搬に係る車両の通行)

第7条 甲は、乙の応急生活物資運搬及び要員派遣に係る車両については、緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(情報の提供)

第8条 甲は、災害時の支援協力において、乙に対し速やかに輸送業務実施区域の被害状況及び交通規制の情報等を提供する。

(輸送)

第9条 甲は、乙が実施する輸送業務が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(応急生活物資の受領)

第10条 甲は、甲が指定した場所において、乙及び乙が会員である事業連合（コープCSネット・日本生協連）が輸送した応急生活物資の品目及び数量を確認のうえ、受け取るものとする。

(業務報告)

第11条 乙は、業務終了後速やかに業務内容を災害時における応急生活物資の供給・輸送業務報告書（別記第2号様式）により、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第12条 第2条第1項及び同条第2項の規定に基づき乙が供給した物資の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害が発生する直前に乙の組合員に供給していた物資の価格を参考に適正な価格を基準とし、災害復旧後において甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第13条 乙は、業務終了後、前項に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けたのち、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りでない。

(従事者の損害補償)

第14条 第2条第2項に定める業務に従事した乙及び乙が加盟する事業連合（コープCSネット・日本生協連及びその委託先）の従業者等が死亡又はその他の事故が発生したときの補償については、その状況を踏まえ甲と乙が誠実に協議する。

(連絡員の派遣等)

第15条 甲及び乙は、必要に応じて乙の事務所所在地又は甲が設置する災害対策本部に連絡員を派遣することができる。

(ボランティア活動等の支援)

第16条 甲は、災害時に乙が行う生活物資の配布等のボランティア活動を支援する。また、乙が行う平時の減災の取組み等啓発活動についても協力するものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から、平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の30日前までに甲又は乙から本協定の変更又は終了の申し出がない場合は、当該有効期間満了日の翌日から1年間延長されたものとみなし、以後同様とするものとする。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年2月26日

甲 島根県出雲市

出雲市長

乙 島根県松江市西津田一丁目10-40

生活協同組合しまね

理事長

別表（第3条関係）

供給要請対象物資一覧

品 目	主な商品
食糧・食料品	主食品、水、飲料、加工食品、缶詰、調味料、弁当等
生活必需品	食器類、箸、やかん、鍋、ラップフィルム、タオル、石けん、ティッシュペーパー、紙おむつ、生理用品、歯ブラシ、歯磨き剤 電池、ろうそく、マッチ、肌着、靴下、布団、毛布等
その他	組合員からの拠出品

第1号様式（第4条関係）

指令第 号  
年 月 日

生活協同組合しまね 様

出雲市長

災害時における応急生活物資の供給・輸送業務等要請書

「災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定」に基づき、災害応急対策に対する物資の供給協力について、下記のとおり要請します。

記

納入又は引き渡し又は品目・数量	食糧・食料品	品名	数量
	生活必需品	品名	数量
納入又は引渡日	納入・引渡し 年 月 日 時		
納入又は引渡場所	納入・引渡し（場所 ）		
その他			

第2号様式（第11条関係）

指令第 号  
年 月 日

出雲市長 様

生活協同組合しまね

災害時における応急生活物資の供給・輸送業務等報告書

「災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定」に基づき、災害応急対策に対する物資の供給協力について、下記のとおり報告します。

記

納入又は引き渡し又は品目・数量	食糧・食料品	品名	数量
	生活必需品	品名	数量
納入又は引渡日	納入・引渡し 年 月 日 時		
納入又は引渡場所	納入・引渡し（場所 ）		
その他			

第3号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定連絡先報告書

「災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定」に基づき、連絡先等について、下記のとおり報告します。

記

順位	担当者	電話	ファックス
1			
2			
3			

様



【連絡系統図】（第5条関係）

出雲市	
勤務日・勤務時間内	休日・夜間
総務部防災安全課 TEL : FAX: E-mail :	①  ②  ③
災害対策本部 ※本部を設置した場合 TEL : FAX: E-mail :	

※気象警報等が発表されているときは、防災安全課職員は必ず配置しています。



生活協同組合しまね	
勤務日・勤務時間内	休日・夜間
役職 : 氏名 TEL : FAX: E-mail :	役職 : 氏名 ① TEL : FAX: E-mail :
※休日・夜間について、①から③は連絡する順を表しています。 よって、①の方に連絡がつけば、②・③の方には連絡いたしません。	役職 : 氏名 ② TEL : FAX: E-mail :
	役職 : 氏名 ③ TEL : FAX: E-mail :